

毎週火・金曜日発行

山口県報

令和 8 年
9 月 18 日
(金曜日)

目次

○規則

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の一部を改正する規則

(廃棄物・リサイクル対策課)……………一

山口県浄化槽保守点検業者登録条例施行規則の一部を改正する規則

(廃棄物・リサイクル対策課)……………一

家畜商法施行細則の一部を改正する規則(ぶちうまやまぐち推進課)

……………二

山口県土壌等分析規則の一部を改正する規則(農業振興課)

……………三

山口県家畜人工授精師養成講習会規則の一部を改正する規則(畜産振興課)

……………四

林業種苗法施行細則の一部を改正する規則(森林整備課)

……………五

漁船法施行細則の一部を改正する規則(水産振興課)

……………六

流域下水道事業財務規則の一部を改正する規則(砂防課)

……………七

○告示

漁業災害補償法第百八条第二項の規定による同意(農林水産政策課)

……………八

経営事項審査の申請時期及び方法等に関する告示の一部改正(監理課)

……………八

急傾斜地崩壊危険区域の指定(砂防課)

……………八

○教委規則

教育職員免許に関する規則の一部を改正する規則

……………九

○公安委規則

山口県道路交通規則の一部を改正する規則

……………一二



廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年九月十八日

山口県知事 村岡 嗣政

山口県規則第五十一号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の一部を改正する規則

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則(平成五年山口県規則第三十一号)の一部を次のように改正する。

別記第五号様式中

山口県収入証紙
はり付け票(消
印しないこと。)

を

受付番号	
山口県納付済証貼付け欄	

に改め、同様式

の注を同注3とし、同注の前に次のように加える。

1 「収付票」欄は、やせへち電子冊子冊子キービンを利用して手数料を納付した場合に、当該手数料を納付した者に通知される受付番号を記入すること。

2 山口県納付済証が交付される窓口において手数料を納付した場合には、当該山口県納付済証を所定の欄に貼付けすること。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和八年十月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則別記第五号様式は、この規則の施行の日から令和九年三月三十一日までの間、なお従前の様式によることができる。

山口県浄化槽保守点検業者登録条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年九月十八日

山口県知事 村岡 嗣政

山口県規則第五十二号

山口県浄化槽保守点検業者登録条例施行規則の一部を改正する規則

山口県浄化槽保守点検業者登録条例施行規則（昭和六十一年山口県規則第三号）の一部を次のように改正する。

別記第一号様式中

山口県収入証紙
貼付け欄
(消印しないこと。)

に改め、同様式

山口県納付済証貼付け欄

の注中 4 を 5 とし、1 から 3 までは 2 から 4 ままでとし、2 の前に次のように加える。

／ 山口県納付済証が交付される窓口において手数料を納付した場合には、当該山口県納付済証を所定の欄に貼り付けること。

別記第四号様式中

山口県収入証紙
はり付け欄
(消印しないこと。)

に改め、同様式

山口県納付済証貼付け欄

の注を同注 2 とし、同注 2 の前に次のように加える。

／ 山口県納付済証が交付される窓口において手数料を納付した場合には、当該山口県納付済証を所定の欄に貼り付けること。

別記第六号様式中

山口県収入証紙
はり付け欄
(消印しないこと。)

に改め、同様式

山口県納付済証貼付け欄

の注中 2 を 3 とし、1 を 2 とし、2 の前に次のように加える。

／ 山口県納付済証が交付される窓口において手数料を納付した場合には、当該山口県納付済証を所定の欄に貼り付けること。

別記第七号様式中

山口県収入証紙
はり付け欄
(消印しないこと。)

に改め、同様式

山口県納付済証貼付け欄

の注中 3 を 4 とし、2 を 3 とし、1 を 2 とし、2 の前に次のように加える。

／ 山口県納付済証が交付される窓口において手数料を納付した場合には、当該山口県納付済証を所定の欄に貼り付けること。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和八年十月一日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正後の山口県浄化槽保守点検業者登録条例施行規則別記第一号様式、別記第四号様式、別記第六号様式及び別記第七号様式は、この規則の施行の日から令和九年三月三十一日までの間、なお従前の様式によることができる。

家畜商法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年九月十八日

山口県知事 村岡 嗣 政

山口県規則第五十三号

家畜商法施行細則の一部を改正する規則

家畜商法施行細則（昭和三十七年山口県規則第二十五号）の一部を次のように改正する。

別記第一号様式中

山口県収入証紙はり付け欄
(消印しないこと。)

を削

り、同様式の注を同注 1 とし、同注に次のように加える。

2 この願書の提出前に手数料を納付した場合には、手数料の納付に関する調書（別紙）を添付すること。

別記第一号様式に次の別紙を加える。

別紙

手数料の納付に関する調書

手数料を納付した者の氏名	
受付番号	
山口県納付済証貼付け欄	

注 / 「受付番号」欄は、やまぐち電子申請サービスを利用して手数料を納付した場合には、当該手数料を納付した者に通知される受付番号を記入すること。

2 山口県納付済証が交付される窓口において手数料を納付した場合には、当該山口県納付済証を所定の欄に貼り付けること。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

附 則

(施行期日)

- この規則は、令和八年十月一日から施行する。
- (経過措置)
- この規則による改正後の家畜商法施行細則別記第一号様式は、この規則の施行の日から令和九年三月三十一日までの間、なお従前の様式によることができる。

山口県土壌等分析規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年九月十八日

山口県知事 村岡 嗣 政

山口県規則第五十四号

山口県土壌等分析規則の一部を改正する規則

山口県土壌等分析規則（昭和三十三年山口県規則第八十五号の二）の一部を次のように改正する。

別記第一号様式中

山口県収入証紙
はり付け欄

を削り、

（証紙には、消印
をしないこと。）

「備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。」を

「注 この依頼書の提出前に手数料を納付した場合には、手数料の納付に関する調書

（別紙）を添付すること。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

改め、同様式に次の別紙を加える。

別紙

手数料の納付に関する調書

手数料を納付した者の氏名	
受付番号	
山口県納付済証貼付け欄	

注 / 「受付番号」欄は、やまぐち電子申請サービスを利用して手数料を納付した場合には、当該手数料を納付した者に通知される受付番号を記入すること。

2 山口県納付済証が交付される窓口において手数料を納付した場合には、当該山口県納付済証を所定の欄に貼り付けること。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和八年十月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の山口県土壤等分析規則別記第一号様式は、この規則の施行の日から令和九年三月三十一日までの間、なお従前の様式によることができる。

山口県家畜人工授精師養成講習会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年九月十八日

山口県知事 村岡 嗣 政

山口県規則第五十五号

山口県家畜人工授精師養成講習会規則の一部を改正する規則

山口県家畜人工授精師養成講習会規則（昭和三十六年山口県規則第五十四号）の一部を次のように改正する。

別記第一号様式中 「本 籍 地」を「本 籍 地」に改め、
「本 籍 地」を「本 籍 地」に改め、
（国 籍）を（国 籍）に改め、
（国 籍）を（国 籍）に改め、

山口県収入証紙貼付け欄

(消印しないこと。)

を削

り、同様式の注を同注1とし、同注に次のように加える。

2 この申込書の提出前に手数料を納付した場合には、手数料の納付に関する調書（別紙）を添付すること。

別記第一号様式に次の別紙を加える。

別紙

手 数 料 の 納 付 に 関 す る 調 書

手数料を納付した者の氏名	
受 付 番 号	
山口県納付済証貼付け欄	

注 / 「受付番号」欄は、やまぐち電子申請サービスを利用して手数料を納付した場合には、当該手数料を納付した者に通知される受付番号を記入すること。
2 山口県納付済証が交付される窓口において手数料を納付した場合には、当該山口県納付済証を所定の欄に貼り付けること。
備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 とする。

別記第三号様式中「本籍地都道府県名(国籍)」を「本籍地都道府県名(国籍等)」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和八年十月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の山口県家畜人工授精師養成講習会規則別記第一号様式は、この規則の施行の日から令和九年三月三十一日までの間、なお従前の様式によることができる。

林業種苗法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年九月十八日

山口県知事 村 岡 嗣 政

山口県規則第五十六号

林業種苗法施行細則の一部を改正する規則

林業種苗法施行細則（昭和四十六年山口県規則第五号）の一部を次のように改正する。

別記第一号様式中

山口県収入証紙はり付け欄
(消印しないこと。)

を削り、同様

式の注を同注 1 とし、同注に次のように加える。

2 この申込書の提出前に手数料を納付した場合には、手数料の納付に関する調書（別紙）を添付すること。

別記第一号様式に次の別紙を加える。

別紙

手数料の納付に関する調書

手数料を納付した者の氏名	
受付番号	
山口県納付済証貼付け欄	

注 / 「受付番号」欄は、やまぐち電子申請サービスを利用して手数料を納付した場合には、当該手数料を納付した者に通知される受付番号を記入すること。

2 山口県納付済証が交付される窓口において手数料を納付した場合には、当該山口県納付済証を所定の欄に貼り付けること。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

別記第八号様式中

山口県収入証紙はり付け欄
(消印しないこと。)

を削り、同様

式の注に次のように加える。

3 この申請書の提出前に手数料を納付した場合には、別記第 / 号様式の別紙を添付すること。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和八年十月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の林業種苗法施行細則別記第一号様式及び別記第八号様式は、この規則の施行の日から令和九年三月三十一日までの間、なお従前の様式によることができる。

漁船法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年九月十八日

山口県知事 村岡 嗣 政

山口県規則第五十七号

漁船法施行細則の一部を改正する規則

漁船法施行細則（昭和四十年山口県規則第五十号）の一部を次のように改正する。

「山口県収入証紙はり付け欄（消印しないこと。）」

を削り、同様式の注を同注1とし、同注に次

のように加える。

2 この申請書の提出前に手数料を納付した場合には、手数料の納付に関する調書（別紙）を添付すること。

別記第七号様式に次の別紙を加える。

別紙

手数料の納付に関する調書

手数料を納付した者の氏名	
受付番号	
山口県納付済証貼付け欄	

注 / 「受付番号」欄は、やまぐち電子申請サービスを利用して手数料を納付した場合には、当該手数料を納付した者に通知される受付番号を記入すること。
2 山口県納付済証が交付される窓口において手数料を納付した場合には、当該山口県納付済証を所定の欄に貼り付けること。
備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 とする。

別記第九号様式中

「山口県収入証紙
はり付け欄
(消印しないこと。)

を削り、同様式の注に次のように加える。

3 この申請書の提出前に手数料を納付した場合には、別記第 7 号様式の別紙を添付すること。

別記第十号様式中「て」を「トン」に改める。

別記第十一号様式中

「山口県収入証紙
はり付け欄
(消印しないこと。)

を削り、「て」を「トン」に改め、同様式の注を同注 1 とし、同注に次のように加える。

2 この請求書の提出前に手数料を納付した場合には、別記第 7 号様式の別紙を添付すること。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和八年十月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の漁船法施行細則別記第七号様式及び別記第九号様式から別記第十一号様式までは、この規則の施行の日から令和九年三月三十一日までの間、なお従前の様式によることができる。

流域下水道事業財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年九月十八日

山口県知事 村岡 嗣 政

山口県規則第五十八号

流域下水道事業財務規則の一部を改正する規則

流域下水道事業財務規則（令和二年山口県規則第二十三号）の一部を次のように改正する。

第二十八条第一項第九号中「収入証紙」を削り、「これら」を「これ」に改める。

附 則

この規則は、令和八年十月一日から施行する。



山口県告示第三百四十四号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第百五十八号。以下「法」という。）第百八条第五項において準用する法第百五条の二第三項の規定による届出を審査した結果、次の区域及び区分について法第百八条第二項の規定による同意があったと認めた。

令和八年九月十八日

山口県知事 村岡 嗣 政

区	域	区	分
特牛区域		法第百四条第二号に掲げる漁業	

山口県告示第三百四十五号

経営事項審査の申請時期及び方法等に関する告示（平成七年山口県告示第百五十一号）の一部を次のように改正し、令和八年十月一日から施行する。ただし、令和九年三月三十一日までの間に係る経営事項審査手数料については、なお従前の例によることができる。

令和八年九月十八日

山口県知事 村岡 嗣 政

四中「山口県収入証紙」を「山口県納付済証」に、「手数料証紙貼付書」を「審査手数料貼付書」に、「はる」を「貼る」に、「収入証紙に」を「納付済証に」に改める。

山口県告示第三百四十六号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域として次の区域を指定する。

令和八年九月十八日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 区域の名称
岩国（一）地区

二 区域の範囲

次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から三十一号までを順次結んだ線及び標柱一号と三十一号を結んだ線に囲まれた区域

市 名	大 字 名	字 名	地 番	標 柱 番 号
岩 国 市	岩 国	四 丁 目	三五三四地先道路敷	一号
〃	〃	〃	一〇〇二七	二号
〃	〃	〃	一〇〇二七	三号
〃	〃	〃	一〇〇二七	四号
〃	〃	〃	一〇〇二八	五号
〃	〃	〃	一〇〇二八	六号
〃	〃	〃	一〇〇二八	七号
〃	〃	〃	一〇〇二九の一	八号
〃	〃	〃	一〇〇二九の一	九号
〃	〃	〃	一〇〇三二	十号
〃	〃	〃	一〇〇三二	十一号
〃	〃	〃	一〇〇二九の一	十二号
〃	〃	〃	一〇〇三二	十三号
〃	〃	〃	一〇〇三二	十四号
〃	〃	〃	一〇〇三一	十五号
〃	〃	〃	一〇〇三三の一	十六号
〃	〃	〃	一〇〇三三の一	十七号
〃	〃	〃	一〇〇三三の一	十八号
〃	〃	〃	一〇〇三三の一	十九号
〃	〃	〃	一〇三五	二十号
〃	〃	〃	一〇〇三三の一	二十一号
〃	〃	〃	一〇〇三三の三	二十二号
〃	〃	〃	一〇〇三四	二十三号
〃	〃	〃	三五五八の二	二十四号
〃	〃	〃	三五五六	二十五号
〃	〃	〃	三五五六	二十六号

〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃
三五三の七	二七号			
三五三九の三	二十八号			
三五三九の三	二十九号			
三五三九の一	三十号			
三五四	三十一号			

一 区域の名称
浜田(一)地区

二 区域の範囲
次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から十号までを順次結んだ線及び標柱一号と十号を結んだ線に囲まれた区域

市 名	大 字	名 字	地 番	標 柱 番 号
宇 部 市	浜 田	一 丁 目	一二二八の二 七〇四の四二 七〇四の五三 七〇四の六一 七〇四の六二 七〇四の六二 七〇四の六二 七〇四の六二 一二二七 一二二八の五地先 一二二八の四	一号 二号 三号 四号 五号 六号 七号 八号 九号 十号



教育職員免許に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和八年九月十八日

山口県教育委員会

山口県教育委員会規則第四号

教育職員免許に関する規則の一部を改正する規則
教育職員免許に関する規則（平成元年山口県教育委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

「
地 籍
本 郡
道 府 県
郵便 番 号
住 所
氏 名
を
別記第四号様式中
申 請 者
氏 名
年 月 日 生
局 籍」

「
地 籍
本 郡
道 府 県
住 所
氏 名
に 改 め、
年 月 日 生
局 籍
（電話）
（電話）
を 削

山口県収入証紙貼付け欄
（消印しないこと。）

り、同様式の注に次のように加える。
3 この申請書の提出前に手数料を納付した場合には、手数料の納付に関する調書（別紙）を添付すること。
別記第四号様式に次の別紙を加える。

別紙

手数料の納付に関する調書

手数料を納付した者の氏名	
山口県納付済証貼付け欄	

注 山口県納付済証が交付される窓口において手数料を納付した場合には、当該山口県納付済証を所定の欄に貼り付けること。
備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列々とする。

「
本 籍 地
都道府県
郵便番号
氏 住 所 名
氏 姓 名
第10号様式の2中 申請者

年 月 日生

(電話 局 番)」

「
本 籍 地
都道府県
氏 住 所 名
氏 姓 名
申請者

年 月 日生

(電話)」

「
山口県収入証紙貼付け欄
(消印しないこと。)

「
郵便番号
出 願 者 住 所 名
氏 姓 名
第10号様式の3中

年 月 日生

(電話 局 番)」

「出願者 住 所 名
氏 姓 名
年 月 日生

(電話)」

「
山口県収入証紙貼付け欄
(消印しないこと。)

を削り、同様式の注に次のように加える。

3 この検定願の提出前に手数料を納付した場合には、別記第4号様式の別紙を添

種 類	教 諭	免 許 状
教科（事項）、領域 又は自立活動		
番 号		
授与年月日	年 月 日	
変 更 事 項	/ 氏 名	2 本籍地都道府県
変 更 前		
変 更 の 内 容	変 更 後	

2 この書換願の提出前に手数料を納付した場合には、別記第4号様式の別紙を添

免 許 状	種 類	教 科 (事 項) 領 域 又は、自 立 活 動	授与年月日	年 月 日
	番 号			
再 交 付 と す る 理 由	/ 破 損 2 紛 失	破 損 又 は 紛 失 の 年 月 日		年 月 日
破 損 又 は 紛 失 の 理 由				

種 類	教 諭	免許状
教科（事項）領域 又は自立活動		
番 号		
授与年月日	年 月 日	
再交付を受けようとする理由	/ 破 損	2 紛 失
破損又は紛失の年月日	年 月 日	
破損又は紛失の理由		

め、同様式の注に次のように加える。

3 この再交付願の提出前に手数料を納付した場合には、別記第4号様式の別紙を添付すること。

「

本籍地
山口県
郵便番号
住所
氏名

を
別記第十三号様式中
出願者
住所
氏名

年 月 日生
(電話) 局 番

「

本籍地
山口県
住所
氏名

に改め、
出願者
住所
氏名

年 月 日生
(電話)

山口県収入証紙貼付け欄
(消印しないこと。)

を削

り、同様式の注に次のように加える。

3 この交付願の提出前に手数料を納付した場合には、別記第4号様式の別紙を添付すること。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和八年十月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の教育職員免許に関する規則別記第四号様式、別記第十号様式の二、別記第十号様式の三及び別記第十一号様式から別記第十三号様式までは、この規則の施行の日から令和九年三月三十一日までの間、なお従前の様式によることができる。



山口県道路交通規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年九月十八日

山口県公安委員会

山口県公安委員会規則第十三号

山口県道路交通規則の一部を改正する規則

山口県道路交通規則（昭和四十七年山口県公安委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

別記第五号様式の七の(表)中

山口県収入証紙貼付け欄
(消印しないこと。)

を削り、同様式の注に次のように加える。

3 この申請書の提出前に手数料を納付した場合には、手数料の納付に関する調書（別紙）を添付すること。

別記第五号様式の七に次の別紙を加える。

別紙

手数料の納付に関する調書

手数料を納付した者の氏名	
受付番号	
山口県納付済証貼付け欄	

注 / 「受付番号」欄は、やまぐち電子申請サービスを利用して手数料を納付した場合には、当該手数料を納付した者に通知される受付番号を記入すること。

2 山口県納付済証が交付される窓口において手数料を納付した場合には、当該山口県納付済証を所定の欄に貼り付けること。
備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

別記第五号様式の八中

山口県収入証紙貼付け欄
(消印しないこと。)

を削り、同様式の注に次のように加える。

3 この申込書の提出前に手数料を納付した場合には、別記第5号様式の7の別紙を添付すること。

別記第五号様式の九中

山口県収入証紙貼付け欄
(消印しないこと。)

を削り、同様式の注を同注1とし、同注に次のように加える。

2 この申請書の提出前に手数料を納付した場合には、別記第5号様式の7の別紙を添付すること。

別記第五号様式の十中

山口県収入証紙貼付け欄
(消印しないこと。)

を削り、同様式の注に次のように加える。

3 この申請書の提出前に手数料を納付した場合には、別記第5号様式の7の別紙を添付すること。

別記第五号様式の十一中

山口県収入証紙貼付け欄
(消印しないこと。)

を削り、同様式の注を同注1とし、同注に次のように加える。

2 この申請書の提出前に手数料を納付した場合には、別記第 5 号様式の 7 の別紙を添付すること。
別記第五号様式の十二中

山口県収入証紙貼付け欄
(消印しないこと。)

を削り、同様式の注に次のように加える。

3 この申請書の提出前に手数料を納付した場合には、別記第 5 号様式の 7 の別紙を添付すること。
別記第十二号様式の二中

山口県収入証紙貼付け欄
(消印しないこと。)

を削り、同様式の注に次のように加える。

3 この申請書の提出前に手数料を納付した場合には、別記第 5 号様式の 7 の別紙を添付すること。
別記第十二号様式の四中

山口県収入証紙貼付け欄
(消印しないこと。)

を削り、同様式の注に次のように加える。

3 この申請書の提出前に手数料を納付した場合には、別記第 5 号様式の 7 の別紙を添付すること。
別記第十四号様式の二中

山口県収入証紙貼付け欄
(消印しないこと。)

を削り、同様式の注を同注 1 とし、同注に次のように加える。

2 この申請書の提出前に手数料を納付した場合には、別記第 5 号様式の 7 の別紙を添付すること。
別記第十四号様式の四中

山口県収入証紙貼付け欄
(消印しないこと。)

を削り、「備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 とする。」を

「注 この申請書の提出前に手数料を納付した場合には、別記第 5 号様式の 7 の別紙を添付すること。
備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 とする。」に

別記第十五号様式の二中

山口県収入証紙貼付け欄
(消印しないこと。)

を削り、同様式の注に次のように加える。

3 この申請書の提出前に手数料を納付した場合には、別記第 5 号様式の 7 の別紙を添付すること。

別記第十六号様式中

山口県収入証紙貼付け欄
(消印しないこと。)

を削

り、同様式の注に次のように加える。

- 3 この申出書の提出前に手数料を納付した場合には、別記第 5 号様式の 7 の別紙を添付すること。

別記第十六号様式の二中

山口県収入証紙貼付け欄
(消印しないこと。)

を削

り、同様式の注に次のように加える。

- 5 この申出書の提出前に手数料を納付した場合には、別記第 5 号様式の 7 の別紙を添付すること。

別記第十六号様式の三中

山口県収入証紙貼付け欄
(消印しないこと。)

を削り、同様式の注に次のように加える。

- 3 この申出書の提出前に手数料を納付した場合には、別記第 5 号様式の 7 の別紙を添付すること。

別記第十六号様式の四中

山口県収入証紙貼付け欄
(消印しないこと。)

を削

り、同様式の注に次のように加える。

- 3 この申出書の提出前に手数料を納付した場合には、別記第 5 号様式の 7 の別紙を添付すること。

別記第十六号様式の五中

山口県収入証紙貼付け欄
(消印しないこと。)

を削り、「備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 とする。」や

「注 この申出書の提出前に手数料を納付した場合には、別記第 5 号様式の 7 の別紙を添付すること。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 とする。」

別記第十七号様式中

山口県収入証紙貼付け欄
(消印しないこと。)

を削り、

同様式の注を同注 1 とし、同注に次のように加える。

- 2 この申出書の提出前に手数料を納付した場合には、別記第 5 号様式の 7 の別紙を添付すること。

別記第十七号様式の二中

山口県収入証紙貼付け欄
(消印しないこと。)

を削り、同様式の注を同注１とし、同注に次のように加える。

- 2 この申出書の提出前に手数料を納付した場合には、別記第 5 号様式の 7 の別紙を添付すること。

別記第十七号様式の三中

山口県収入証紙貼付け欄
(消印しないこと。)

を削り、同様式の注に次のように加える。

- 3 この申出書の提出前に手数料を納付した場合には、別記第 5 号様式の 7 の別紙を添付すること。

別記第十七号様式の四中

山口県収入証紙貼付け欄
(消印しないこと。)

を削り、「備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 とする。」を

「注 この申出書の提出前に手数料を納付した場合には、別記第 5 号様式の 7 の別紙を添付すること。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 とする。

別記第十七号様式の五中

山口県収入証紙貼付け欄
(消印しないこと。)

を削り、「備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 とする。」を

「注 この申出書の提出前に手数料を納付した場合には、別記第 5 号様式の 7 の別紙を添付すること。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 とする。

別記第十七号様式の六中

山口県収入証紙貼付け欄
(消印しないこと。)

を削り、同様式の注を同注１とし、同注に次のように加える。

- 2 この申出書の提出前に手数料を納付した場合には、別記第 5 号様式の 7 の別紙を添付すること。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和八年十月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の山口県道路交通規則別記第五号様式の七から別記第五号様式の十二まで、別記第十二号様式の三、別記第十二号様式の四、別記第十四号様式の

二、別記第十四号様式の四及び別記第十五号様式の二から別記第十七号様式の六までは、この規則の施行の日から令和九年三月三十一日までの間、なお従前の様式によることができる。

令和八年九月十八日
発行

発行人
所

山口県知事
庁